最低価格落札方式

入 札 説 明 書

「令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設 冷暖房設備保守点検業務委託契約」

山梨労働局総務部総務課

| _ | 2 | _ |
|---|---|---|
|---|---|---|

令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保守点検業務委託に係る入札 公告に基づく入札等については、会計法、予算決算及び会計令に定めるもののほか、こ の入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 十川 昌明

2 調達内容

(1)調達件名及び数量 令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保 守点検業務委託契約

(2)調達の内容 別添仕様書による。

(3)契約期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日

(4)業務実施場所 富士吉田公共職業安定所

(山梨県富士吉田市竜ヶ丘2-4-3) 富士吉田公共職業安定所大月出張所

(山梨県大月市大月3-2-17)

富士吉田公共職業安定所都留出張所

(山梨県都留市下谷3-7-31)

(5)入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、調達件名の価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6)入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 令和 04・05・06 年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」で、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2)次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (3)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、

被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、 同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

※競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11

山梨労働局総務部総務課会計第二係

Tel 055-225-2850

4 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、「電子入札案件の紙入札方式での参加申出書」別紙2により事前に申し出る必要がある。

電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出 期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。この入札に参加を希望する者は、「入札参加申込書(証明書)」別紙1、暴力団等に該当しない旨の「誓約書」別紙5及び「保険料納付に係る申立書」別紙6及び厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないことや、競争参加資格(要件)について虚偽の申告を行っていない旨の「自己申告書」別紙7を作成し、添付資料とともに提出しなければならない。

- (1) 電子調達システムにより入札を行う場合
 - ① 入札参加申込書(証明書)等提出期限

令和7年1月23日(木) 17時00分

「入札参加申込書(証明書)」別紙1、「誓約書」別紙5、「保険料納付に係る申立書」別紙6及び「自己申告書」別紙7を作成し、添付資料と併せてスキャナー等により電子データ化したものを電子調達システムにより提出すること。

※ 添付資料

- ・「令和 04・05・06 年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の 写し
- ② 入札書の提出期限

令和7年1月27日(月) 13時50分

(電子調達システムにて入札金額を送信すること。なお、通信状況により提

出期限内にデータが到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。)

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札参加申込書(証明書)等提出期限

令和7年1月23日(木) 17時00分

「入札参加申込書(証明書)」別紙1、「電子入札案件の紙入札方式での参加申出書」別紙2、暴力団等に該当しない旨の「誓約書」別紙5、「保険料納付に係る申立書」別紙6及び厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないことや、競争参加資格(要件)について虚偽の申告を行っていない旨の「自己申告書」別紙7を作成し、添付資料と併せて持参又は郵送(書留に限る。)にて提出すること。

※ 添付資料

・「令和 04・05・06 年度競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の 写し

② 入札書の提出期限

令和7年1月27日(月) 13時50分

(郵送の場合は書留郵便により、できるだけ提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ、当局に対して提出状況の確認を行うこと。)

③ 入札書の提出方法

入札書は<u>別紙3</u>の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(山梨労働局支出負担行為担当官と記載)及び「1月27日開札 令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保守点検業務委託契約の一般競争入札に係る入札書在中」と朱書しなければならない(別紙8参照)。

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に 提出先所在地の他上記と同様の記載を行い、中封筒の封皮にも同様の記載を行 い、下記4(6)あてに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

再度入札に備える参加者は、入札期限の令和7年1月23日(木)17時00分までに複数枚の入札書を提出すること。複数枚の入札書を提出する場合は、封筒には何回目の入札かを表示しておくこと。

(3)入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、期限 までに必要な書類を提出しなかった者又は入札者に求められる義務を履行しな かった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 「誓約書」別紙5を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは「誓約書」に 反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(4)入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正

に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、 又はこれを取り止めることがある。

(5) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める 委任の手続きを終了しておかなければならない。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする 時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は 商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人 の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに別紙4の様式による委任 状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (6)入札書及び申込書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11 山梨労働局総務部総務課会計第一係 根岸・松土 電話 055-225-2850

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時:令和7年1月27日(月) 14時00分

場所:電子調達システム 及び 山梨労働局2階第1相談室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、 入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

- (3) 紙による入札の場合
 - ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - ② 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書を提示しなければならない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
 - ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限 に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度の入札の回数は1回とする(※即ち開札日当日の入札の上限回数は 最大で2回までとする。)

- ① 再度入札に係る入札書受付日時及び場所
 - (7) 電子調達システムによる入札の場合令和7年1月27日(月)14時50分までに電子調達システムにより提出するものとする。
 - (イ) 紙入札による場合 4 (2)による。
- ② 再度入札執行(開札)の日時及び場所

日時:令和7年1月27日(月)15時00分

場所:電子調達システム 及び 山梨労働局2階第1相談室

6 その他

(1)契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合はその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。
- (3)入札結果(契約情報)の公表
 - ① 落札者が決定したときは、紙入札者においては入札参加者数、落札者名及び落札金額を電話・メール等により通知し、電子入札者においては電子調達システム上の落札通知書により通知する。
 - ② 入札件名、契約年月日、落札者(契約業者)の所在地、商号又は名称及び契約金額を山梨労働局ホームページに公表する。

(4)契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約内容について協議・確認の上、遅滞なく契約書等(別添(案)のとおり)を取り交わさなければならないが、令和7年度(4月1日付)からの契約となるため、予算措置確認後遅滞なく取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約

書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、 本契約は確定しないものとする。
- (5)入札説明会

実施しない。

入札、仕様に関する質問については、令和7年1月23日(木) 17時00分まで受け付けることとする。また、必要に応じて現地確認を行うこととし、現地確認は、上記4(6)に連絡の上、令和7年1月23日(木) 17時00分までに行うこと。

- (6) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル) 03-4332-7803 (IP 電話をご利用の場合)
 - ・ホームページ https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記4(6)に連絡すること。

(7)入札参加者は、入札書の提出(GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」 (令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省 庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓 約したものとする。

◎様式等

- ·別紙1 入札参加申込書(証明書)
- ・別紙2 電子入札案件の紙入札方式での参加申出書
- ・別紙3 入札書
- ・別紙4 委任状
- 別紙 5 誓約書
- ・別紙6 保険料納付に係る申立書
- ・別紙7 自己申告書
- ・別紙8 封書記載例
- 契約書(案)
- ・仕様書 一式

入札参加申込書(証明書)

貴部局にて行う下記案件に係る入札に参加したく、本書を提出いたします。

記

| 1 | 件 | 名 | 令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保守点検 |
|---|---|---|-------------------------------|
| | | | 業務委託契約 |

| (1) | 入札参加方法: | 電子入札方式 | • | 紙入札方式 |
|-----|---------|--------|---|-------|
| | | | | |

- (2)企業名称:
- (3) 企業郵便番号:
- (4)企業住所:
- (5) 代表者氏名:
- (6) 代表者役職:
- (7) 代表者電話番号:
- (8) 代表者FAX番号:
- (9) 加入済労働保険番号:
- (10) 担当者部署名:
- (11) 担当者氏名:
- (12) 担当者電話番号:
- (13) 担当者 F A X 番号:
- (14) 担当者メールアドレス:
- 3 競争に参加するものに必要な資格に関する事項について

| (1) | 予算 | 『決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない | はい | • | いいえ |
|-----|-----|-----------------------------|----|---|-----|
| (2) | (7) | 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していない | はい | | いいえ |
| | (1) | 経営の状況又は信用度が極度に悪化していない | はい | | いいえ |
| | (ウ) | 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中ではない | はい | | いいえ |

(3) 令和 04・05・06 年度厚生労働省競争参加資格

| 笙 | 級 | Г | Δ | B | C | D | |
|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 営業 | 品目 | Γ | | | | | J |
| 地 | 域 | Γ | | | | | J |

(4)次の制度が適用される者にあっては、社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が 管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当す る制度の保険料の滞納がない はい ・ いいえ

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加申出書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保守点検業務委託契約
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
- 3 電子調達システム利用開始予定時期

令和 年 月 日より利用開始予定

備考 用紙の大きさは、A列4とする。

入 札 書

| <u> </u> | ¥ | | | _ (第 | 回目) |
|----------|---------------|------|------------|------|------------|
| | ' 年度富士 モ契約 | 吉田公 | 共職業安定所外2施設 | 冷暖房設 | 備保守点検業 |
| 上記のとおり、 | 入札説明 | 書及び何 | 仕様書等を承諾のうえ | 入札しま | す 。 |
| 和年 | 月 | 日 | | | |
| | | | | | |
| | | 住 | 所 | | |
| | | 商 | 号 | | |
| | | 代表 | 長者 | | 印 |
| | | 代理 | 里人 | | 印 |

(代理人による入札の場合は代表者の押印不要)

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 殿

令和

委 任 状

| | (住所) | | | | | | |
|-----|------|--------|------------|------|---------------|--------------|----|
| 私は、 | (氏名) | | | | 印 | を代理人と定め | |
| 下記事 | 項の入札 | .及び見積に | こ関する- | −切のホ | 権限を委任 | します。 | |
| | | | | Ē | 7 | | |
| (委任 | 事項) | 令和7年 | 度富士吉 | 田公井 | 共職業安 定 | ₹所外2施設冷暖房設備係 | 守点 |
| | ; | 検業務委詞 | モ契約 | | | | |
| 令和 | 年 | 月 | B | | | | |
| | | | | 住 | 所 | | |
| | | | | 商 | 号 | | |
| | | | | 代录 | 長者 | | 印 |
| | | | | | | | |

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 殿

誓約書

調達件名:令和7年度富士吉田公共職業所外2施設冷暖房設備保守点検業務委託契約

□私

□当社

は、上記の一般競争入札の参加に当たり、下記1及び2のいずれにも該当しません。 また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者役職氏名

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保 険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に 支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、 一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

| (12 = = = = = = = = = = = = = = = = = = = | 目 |
|---|---|
| / / | |
| (住 所) | |
| (名 称) | |
| (代表者) | 印 |

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 殿

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により 行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

| | 令和 | 年 | 月 | 日 |
|------------|----|---|---|---|
| (住所) | | | | |
| (商号又は名称) _ | | | | |
| (代表者氏名) | | | | 印 |

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 殿

封筒表面

山梨労働局 支出負担行為担当官 殿

1月27日開札

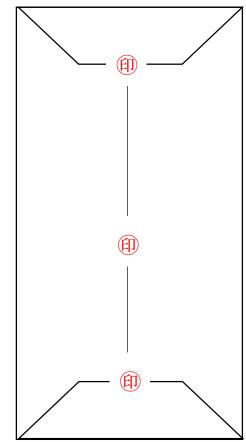
※朱書きで →

令和7年度富士吉田公共職業安 定所外2施設冷暖房設備保守点 検業務委託契約

住 所 00000000

氏 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇





3

利用開始方法

政府電子調達(GEPS(ジープス))を利用するには、環境の準備(政府電子調達(GEPS(ジープス))及び調達ポータル)、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推 奨環境の準備 → 調達ポータル〉 및 https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達(GEPS(ジープス))及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達 (GEPS (ジープス))では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者(認証局)が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達 (GEPS (ジープス)) では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達 (GEPS (ジープス))をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書 (申請フォーム)に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

| 対応認証局 | ICカード形式 | ファイル形式 |
|---|---------|--------|
| NTTビジネスソリューションズ株式会社(e-Probatio PS2 サービスに係る認証局) | \circ | × |
| 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社 (DIACERT-PLUSサービス) | \circ | × |
| セコムトラストシステムズ株式会社 (セコムパスポート for G-IDに係る認証局 タイプB(一般向け・属性型証明書)) | × | 0 |
| 株式会社帝国データバンク(TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局) | \circ | × |
| 電子認証登記所(商業登記に基づく電子認証制度) | 0* | 0 |
| 株式会社トインクス (TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局) | 0 | × |
| 日本電子認証株式会社 (AOSignサービスに係る認証局) | \circ | × |
| 地方公共団体情報システム機構(公的個人認証サービス)(マイナンバーカード) | 0 | × |

※日本電子認証(法人認証カードサービス)

利用者登録

→ 🖵 https://www.p-portal.go.jp/manuals

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する> 初めて利用する方> 電子証明書 / マイナンバーカード (代表者)」、または「利用者情報を管理する> 初めて利用する方 >電子証明書/マイナンバーカード (代理人)」をご確認ください。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。



調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/fag

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル ナビダイヤル **、0570-000-683** IP電話等 **、03-4332-7803**

受付時間:平日9時00分~17時30分

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く) その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、 入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。 P

政府電子調達(GEPS)

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、 インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」 サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や 入札・契約業務を行うことができます。 詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

調達ポータル

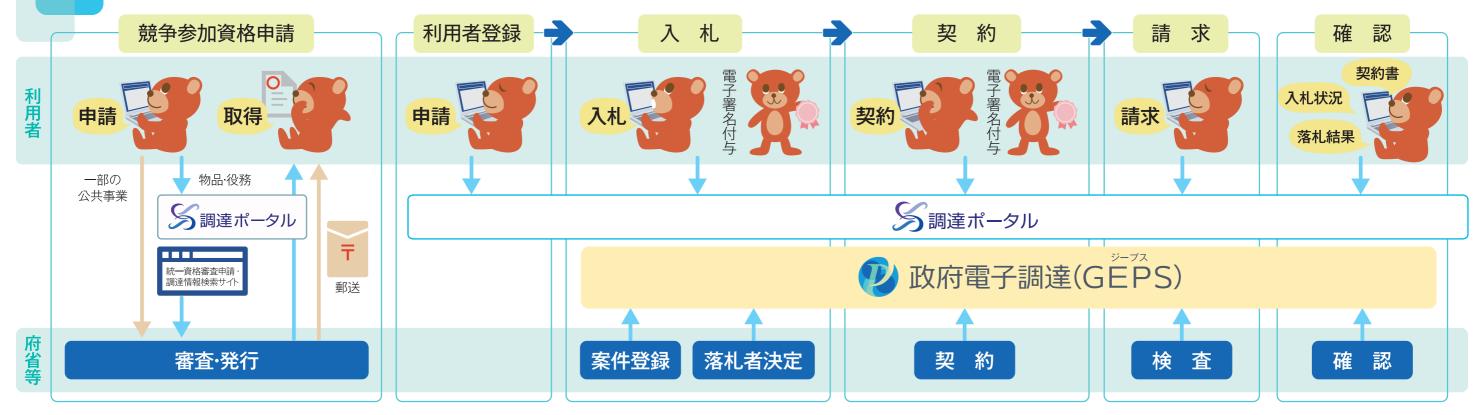




内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、 衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政

府電子調達(GEPS(ジープス))



1 政府電子調達(GEPS(ジープス))とは

政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品・役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、 政府電子調達(GEPS(ジープス))を利用することにより、「物品・役務」及び「一部の公共事業」の 入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達(GEPS(ジープス))は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院 国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット



上記の業務をワンストップで できる!

○ ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

■ 印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

号移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

■ 書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

▲ 印鑑が不要*

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

契約書(案)

支出負担行為担当官山梨労働局総務部長 〇〇 〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇(以下「乙」という。)は、次の委託契約業務(以下「業務」という。)に関し、下記条 項により契約を締結する。

案件名:令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保守点検業務委託契約

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添仕様書に基づいて各種装置の正常な性能、機能を維持することを目的とし、甲は 乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 契約金額は、金とする。

(内訳明細書の提出)

円(うち消費税額及び地方消費税額金

円)

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第7 2条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 第4条 乙は甲の指定する期限までに契約金額内訳明細書を作成し、甲に提出しなければならない。 (履行期間及び場所)
- 第5条 この契約の履行期間及び場所は次のとおりとする。

期 間 令和7年4月1日~令和8年3月31日

場 所 富士吉田公共職業安定所(富士吉田市竜ヶ丘2-4-3)

富士吉田公共職業安定所大月出張所(大月市大月3-2-17)

富士吉田公共職業安定所都留出張所(都留市下谷3-7-31)

機械装置 別添仕様書のとおり

(契約保証金)

第6条 この契約の保証金は、免除する。

(監督)

第7条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示を させることができる。

(検査)

- 第8条 乙は、業務が終了の都度、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。
- 2 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。
- 3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、 再検査を受け、これに合格しなければならない。

- 4 乙は、契約装置の保守作業中に次の事態が生じたときは、遅滞なく甲に届け出てその指示を受けるものとする。
- (1) 部品の交換が必要と判断したとき
- (2) 保守作業が不可能または不適当であると判断したとき
- (3) 保守作業が継続できない事態が生じたとき

(契約金額の支払)

- 第9条 乙は、四半期ごと点検した分を取りまとめた上、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に 請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(遅滞料)

第10条 甲は、乙が第5条の期間内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(遅延利息)

第11条 甲の責に帰すべき事由により、第9条第2項の規程による契約代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は支出官に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号)に規程するところにより、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、財務省による政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示で定める率で計算した遅延利息を請求することができる。

(損害賠償)

- 第12条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第23条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、賠償するものとする。 (違約金に関する遅延利息)
- 第13条 乙が第23条第2項、第25条及び第33条に規定する違約金を甲の指定する期日までに 支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パ ーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第14条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(費用負担)

第15条 乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

ただし、本契約に基づく保守作業に伴い、交換の必要を生じた部品または機器の代金の負担区分については別添仕様書のとおりとする。

また、次に定める事項は、本契約の適用外作業とする。

- (1) 契約装置の維持、管理のための運転監視および日常巡視点検作業
- (2) 契約装置の改造作業ならびに使用法変更に伴う組み替え、調整作業
- (3) 契約装置の設置場所変更による移動、据え付け、調整作業
- (4) 契約装置のオーバーホールおよび工場持ち込み修理

- (5) ダンパー本体・VAV本体の点検、調整作業
- (6) バルブ本体の取り外し、取り付けおよびそれに伴う配管、保温補修作業
- (7) バルブのパッキン交換作業
- (8) 火災、水害、地震、落雷等甲、乙双方の責に帰することのできない原因により生じた損傷の 修理作業
- (9) 乙以外による故意または過失により生じた損傷の修理作業
- (10) 特別な要請による臨時作業

(再委託)

- 第16条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
- 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」 という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について 本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第17条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、 様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。 (履行体制)

- 第18条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
- (1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。) の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納期の無償延期)

- 第19条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めたときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第20条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは 一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を 受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の 3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に 規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会 社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面

により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第21条 乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏ら してはならない。

(個人情報保護)

- 第22条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。) の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
- 3 乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
- 5 乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行 わなければならない。
- 6 乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

(契約の解除等)

- 第23条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、 甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100 分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。
- 3 甲は、乙について民法542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、 本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第24条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の 全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員 又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若し くは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条 の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納 付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の 納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項 の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならな い。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除

するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第 3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超 過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第26条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を 解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (行為要件に基づく契約解除)
- 第27条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの 催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第28条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当し ないことを確約する。 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第29条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人 等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約 を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せ ず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除する ことができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第30条 甲は、第23条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第35条 第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ない し補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第23条第2項、同条第3項、第26条、第27条、第29条第2項及び第35条第 2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償する ものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け 又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

- 第33条 第32条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、 契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の1 0に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第34条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反 社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、 これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲 に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。 (納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第35条 甲は、納入現品について契約の内容に適合していないこと(以下、「契約不適合」という)を知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、 修理又は不足分の引渡しを行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を 行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。 (紛争等の解決方法)
- 第36条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙 協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については甲府地方裁判所を第一審の専属 的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第37条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第11条、第12条、第13条、第21条、第23 条第2項、第25条、第28条、第30条、第33条、第35条、第36条及び本条はなお有効に存続 するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内1-1-11 支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 ○○ ○○ 印

乙 0000 0000 0000 0000 00 00 印

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 〇〇 〇〇 殿

> 名称 代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2. 委託する相手方の業務の範囲
- 3. 委託を行う合理的理由
- 4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 〇〇 〇〇 殿

> 名称 代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2. 変更後の事業者の業務の範囲
- 3. 変更する理由
- 4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 〇〇 〇〇 殿

> 名称 代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1. 契約件名(契約締結時の日付番号も記載のこと。)
- 2. 変更の内容
- 3. 変更後の体制図

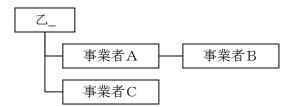
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

| 事業者名 | 住所 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|------|-----------|------|-------|
| A | 東京都〇〇区・・・ | 円 | |
| В | | | |



令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備 保守点検業務委託契約 仕様書

【富士吉田公共職業安定所】

- I 件 名 「令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保守点検業務委 託契約」
- II 業務実施場所 富士吉田公共職業安定所(山梨県富士吉田市竜ヶ丘2-4-3・ 2階建、屋上あり。)

TEL: 0.5.5.5 - 2.3 - 8.6.0.9

- Ⅲ 契約期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日
- IV 保守契約対象装置

以下のとおり(機械設備工事完成図の閲覧希望がある場合は申し出ること。)。

- 1 冷暖房(空調)設備機器
- (1) 吸収冷温水機 SUW-EK20EHA 1台
- (2) 冷却塔
- (3) ポンプ類(冷温水・冷却水等)
- (4) 空気調和機

V 保守作業の内容

本業務の作業内容については、冷暖房設備機器保守点検を行うものであり、本仕様書に 記載がない事項は、建築保全業務共通仕様書(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監 修)」(以下「共通仕様書」という。)により行うこととする。

詳細については以下のとおり。

1 冷暖房設備機器保守点検

| (1) | 伶房切替点検 | l 回 |
|-----|--------|-----|
| (2) | 冷房中間点検 | 1回 |
| (3) | 暖房切替点検 | 1回 |
| (4) | 暖房中間点検 | 1回 |

2 その他

- (1) 落札業者は、落札後速やかに、入札金額内訳書を提出することとする。
- (2) 作業時における日程、時間等については、あらかじめ富士吉田公共職業安定所担当職員に確認し、承認を受けること。
- (3) 点検作業時には写真を撮影すること。
- (4) 作業終了後は、作業報告書に、点検作業時に撮影した写真を添付し、当局へ提出 すること。なお、点検の結果、部品交換等の修理を要する場合は、修理箇所、方法 等を報告書に明記すること。また、作業項目以外であっても、異常を発見した場合

は、当局担当職員に報告すること。

- (5) 異常発生時は、原則として担当者から連絡後迅速に(目安として、午前中に連絡した場合は当日中、午後に連絡した場合は翌開庁日の午前中) 現場において点検、修理等の対応をすること。部品の交換等の必要がなく、調整等で回復できる場合の出張費用は契約金額に含むこととする。また、点検時以外の契約期間中における故障等の事故による点検・調整・修理の対応を行うこと。その際、部品等の交換、及び費用が発生するときは、事前に当局担当職員へ説明した後、承認を得てから行うこと。なお、当該修理にかかる費用は別途支払うこととする。
- (6) 仕様書の内容(次年度以降の仕様書の作成にかかる照会等を含む。) について当 局担当職員から問い合わせを受けた場合には、必要な情報提供等を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、当局担当職員と連絡を取り、協議を行うこと。

【富士吉田公共職業安定所大月出張所】

- I 件 名 「令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保守点検業務委 託契約」
- Ⅲ 業務実施場所 富士吉田公共職業安定所大月出張所(山梨県大月市大月3-2-17・ 2階建、屋上あり。)

TEL: 0554-22-8609

- Ⅲ 契約期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日
- IV 保守契約対象装置

以下のとおり(機械設備工事完成図の閲覧希望がある場合は申し出ること。)。

- 1 冷暖房(空調)設備機器
- (1) 吸収式冷温水機 MA40K2H 1基
- (2) 冷却塔
- (3) ポンプ類(冷温水・冷却水等)
- (4) 空気調和機

V 保守作業の内容

本業務の作業内容については、冷暖房設備機器保守点検を行うものであり、本仕様書に記載がない事項は、建築保全業務共通仕様書(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)」(以下「共通仕様書」という。)により行うこととする。

詳細については以下のとおり。

1 冷暖房設備機器保守点検

| (1) 冷房切替点検 | 1 回 |
|------------|-----|
| (2) 冷房中間点検 | 1 回 |
| (3)暖房切替点検 | 1 回 |
| (4)暖房中間点検 | 1 回 |

2 その他

- (1) 落札業者は、落札後速やかに、入札金額内訳書を提出することとする。
- (2) 作業時における日程、時間等については、あらかじめ富士吉田公共職業安定所大月出張所担当職員に確認し、承認を受けること。
- (3) 点検作業時には写真を撮影すること。
- (4) 作業終了後は、作業報告書に、点検作業時に撮影した写真を添付し、当局へ提出すること。なお、点検の結果、部品交換等の修理を要する場合は、修理箇所、方法

等を報告書に明記すること。また、作業項目以外であっても、異常を発見した場合は、当局担当職員に報告すること。

- (5) 異常発生時は、原則として担当者から連絡後迅速に<u>(目安として、午前中に連絡した場合は当日中、午後に連絡した場合は翌開庁日の午前中)</u> 現場において点検、修理等の対応をすること。部品の交換等の必要がなく、調整等で回復できる場合の出張費用は契約金額に含むこととする。また、点検時以外の契約期間中における故障等の事故による点検・調整・修理の対応を行うこと。その際、部品等の交換、及び費用が発生するときは、事前に当局担当職員へ説明した後、承認を得てから行うこと。なお、当該修理にかかる費用は別途支払うこととする。
- (6) 仕様書の内容(次年度以降の仕様書の作成にかかる照会等を含む。) について当局担当職員から問い合わせを受けた場合には、必要な情報提供等を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、当局担当職員と連絡を取り、協議を行うこと。

【富士吉田公共職業安定所都留出張所】

- I 件 名 「令和7年度富士吉田公共職業安定所外2施設冷暖房設備保守点検業務委 託契約」
- II 業務実施場所 富士吉田公共職業安定所都留出張所(山梨県都留市下谷3-7-31・ 2階建、屋上あり。)

TEL: 0 5 5 4 - 4 3 - 5 1 4 1

- Ⅲ 契約期間 令和7年4月1日~令和8年3月31日
- IV 保守契約対象装置

以下のとおり(機械設備工事完成図の閲覧希望がある場合は申し出ること。)。

- 1 冷暖房(空調)設備機器
- (1) 小型吸収式冷温水機 HAU-FK-H20SA 1基
- (2) 冷却塔
- (3) ポンプ類(冷温水・冷却水等)
- (4) 空気調和機

V 保守作業の内容

本業務の作業内容については、冷暖房設備機器保守点検を行うものであり、本仕様書に 記載がない事項は、建築保全業務共通仕様書(最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監 修)」(以下「共通仕様書」という。)により行うこととする。

詳細については以下のとおり。

1 冷暖房設備機器保守点検

| (1) \overrightarrow{i} | 冷房切替点検 | 1回 |
|----------------------------|--------|----|
| (2) | 冷房中間点検 | 1回 |
| (3) | 暖房切替点検 | 1回 |
| (4) | 援房中間点検 | 1回 |

2 その他

- (1) 落札業者は、落札後速やかに、入札金額内訳書を提出することとする。
- (2) 作業時における日程、時間等については、あらかじめ富士吉田公共職業安定所都 留出張所担当職員に確認し、承認を受けること。
- (3) 点検作業時には写真を撮影すること。
- (4) 作業終了後は、作業報告書に、点検作業時に撮影した写真を添付し、当局へ提出 すること。なお、点検の結果、部品交換等の修理を要する場合は、修理箇所、方法 等を報告書に明記すること。また、作業項目以外であっても、異常を発見した場合

は、当局担当職員に報告すること。

- (5) 異常発生時は、原則として担当者から連絡後迅速に<u>(目安として、午前中に連絡した場合は当日中、午後に連絡した場合は翌開庁日の午前中)</u>現場において点検、修理等の対応をすること。部品の交換等の必要がなく、調整等で回復できる場合の出張費用は契約金額に含むこととする。また、点検時以外の契約期間中における故障等の事故による点検・調整・修理の対応を行うこと。その際、部品等の交換、及び費用が発生するときは、事前に当局担当職員へ説明した後、承認を得てから行うこと。なお、当該修理にかかる費用は別途支払うこととする。
- (6) 仕様書の内容(次年度以降の仕様書の作成にかかる照会等を含む。) について当 局担当職員から問い合わせを受けた場合には、必要な情報提供等を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、当局担当職員と連絡を取り、協議を行うこと。